

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

ページ

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表総務部の項中「私学文書課、県政情報・文書課、私学・公益法人課」に改め、同表震災復興・企画部の項中「オリンピック・パラリンピック大会推進室」を「オリンピック・パラリンピック大会推進課」に改め、同表保健福祉部の項中「子育て支援課」を「子ども・家庭支援課、子育て社会推進室」に改め、同表農林水産部の項中「農産園芸環境課」を「農産環境課、園芸振興室」に改め、「全国和牛能力共進会推進室」を削り、「水産業振興課」の下に、「全国豊かな海づくり大会推進室」を加える。

第十一条行政経営推進課の分掌事務の項中第六号を削り、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条職員厚生課の分掌事務の項第六号中「地方職員共済組合、」を「地方職員共済組合及び」に改め、「及び一般財団法人宮城県警察職員互助会(昭和五十年八月一日に財団法人宮城県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を削り、同条私学文書課の分掌事務の項を次のように改める。

県政情報・文書課

一 情報公開及び個人情報保護、知事の資産公開並びに審議会等の会議の公開の企画及び総合調整に関すること。

二 公印の管理に関すること。

三 行政文書等の收受及び発送に関すること。

四 行政文書の編さん及び保存に関すること。

五 行政文書の管理に関すること。

六 行政資料の収集及び提供に関すること。

七 条例案、規則案、訓令案その他成案文書の審査に関すること。

八 法令及び条例等の調査、解釈及び指導に関すること。

九 訟務事務の調整に関すること。

十 県公報及び県例規集の編さん発行に関すること。

十一 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づく審理員による審理に関すること。

十二 行政不服審査会に関すること。

十三 行政手続制度に関すること。

十四 公文書館に関すること。

第十一条県政情報公開室の分掌事務の項を次のように改める。

私学・公益法人課

一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「認定法」という。及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。))により知事の権限に属する事務に関すること。

二 整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務の連絡調整に関すること。

三 宗教法人に関すること。

四 私立学校に関すること。

五 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十八条第一項に規定する重大事態に関すること。

六 公立大学法人宮城大学に関すること。

第十二条オリンピック・パラリンピック大会推進室の分掌事務の項中「オリンピック・パラリンピック大会推進室」を「オリンピック・パラリンピック大会推進課」に改める。

第十三条食と暮らしの安全推進課の分掌事務の項第二号中「農林物資の規格化等」を「日本農林規格等」に改める。

第十四条医療人材対策室の分掌事務の項に次の一号を加える。

四 医療従事者の勤務環境整備に関する事。

第十四条子育て支援課の分掌事務の項中「子育て支援課」を「子ども・家庭支援課」に改め、同項第一号中「的な企画及び」を削り、同項第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十一号までを五号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「児童委員、主任児童委員、」を削り、同項第十三号を第八号とし、同項第十四号を第七号とし、同項第十五号を第六号とし、同項第十六号を第五号とし、同項第十七号を第四号とし、同項第十八号を第三号とし、同項第十九号を第二号とし、同項第二十号を第一号とし、同項第二十一号を削除する。

子育て社会推進室

一 児童福祉行政及び母子保健行政の総合的な企画に関する事。

二 児童福祉思想の普及啓発に関する事。

三 少子対策の推進に関する事。

四 地域の子育て支援施策の推進に関する事。

五 児童の健全育成に関する事。

六 保育に関する事。

七 児童委員及び主任児童委員に関する事。

第十四条業務課の分掌事務の項第十四号を削る。

第十六条食産業振興課の分掌事務の項第五号中「農産園芸環境課」を「農産環境課」に改め、同条農産園芸環境課の分掌事務の項中「農産園芸環境課」を「農産環境課」に改め、同項第一号中「農産物」の下に「(園芸作物を除く。)」を加え、同項第三号中「農作物」の下に「(園芸作物を除く。)」を加え、同項第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十五号までを三号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十三号とし、第十八号から第二十一号までを四号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

園芸振興室

一 園芸振興施策の企画及び推進に関する事。

二 先進的園芸経営体の育成に関する総合的な企画及び調整に関する事(試験研究及び奨励指導に係るものを除く。)

三 園芸作物の生産及び流通に関する事。

四 園芸作物の優良品種の増殖奨励に関する事。

五 青果物の価格安定に関する事。

六 卸売市場(農産物を扱うものに限る。)に関する事。

第十六条全国和牛能力共進会推進室の分掌事務の項を削り、同条水産業振興課の分掌事務の項の次に次のように加える。

全国豊かな海づくり大会推進室

第四十回全国豊かな海づくり大会の開催に関する事。

第十八条建築宅地課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十九 不動産特定共同事業に関する事。

第二十一条の四第一項の表総務部の項を次のように改める。

総務部	
人事課	行政管理室
税務課	地方税徴収対策室

第二十一条の四第一項の表震災復興・企画部の項を削り、同表保健福祉部の項中

健康推進課	疾病・感染症対策室
-------	-----------

を

健康推進課	疾病・感染症対策室
子ども・家庭支援課	子育て社会推進室

に改め、

同表農林水産部の項を次のように改める。

農林水産部			
農林水産総務課	農林水産政策室	農産環境課	園芸振興室
水産業振興課	全国豊かな海づくり大会推進室	農村整備課	農地復興推進室
水産業基盤整備課	漁港復興推進室		

第二十二条第一項の表局長の項の次に次のように加える。

オリンピック・パラリンピック	震災復興・	上司の命を受け、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する事務並びにスポーツ
----------------	-------	--

「ンピック大会推進局長 企画部」を通じた地域の振興に係る調整に関する事務を掌理するとともに、震災復興・企画部長を補佐する。

第二十二条第三項の表企画・評価専門監の項の次に次のように加える。

情報システム専門監	情報政策課	上司の命を受け、情報システム及び情報ネットワークに関する事務を掌理する。
-----------	-------	--------------------------------------

第二十二条第三項の表社会福祉指導監査専門監の項中「同」を「社会福祉課」に改め、同表介護政策専門監の項の次に次のように加える。

健康政策専門監	健康推進課	上司の命を受け、健康対策に関する総合調整に関する事務を掌理する。
---------	-------	----------------------------------

第二十二条第三項の表子育て政策専門監の項を次のように改める。

子ども・子育て支援専門監	子ども・家庭支援課	上司の命を受け、子ども・子育て支援施策の推進及び調整に関する事務を掌理する。
--------------	-----------	--

第二十二条第三項の表水田営農専門監の項を削る。

第二十七条第一項の表技術副所長の項中「保健所」の下に「水産技術総合センター」を加える。

第三十二条第四項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第五項課税部の分掌事務の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項第一号中「(証紙徴収に係るものに限る。)」を削る。

第四十七条第二項第一号中「及び地域子どもセンター」を削る。

第六十三条第八項総務部の分掌事務の項第二十五号中「こと(」の下に「東部地方振興事務所及び」を加え、同項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 収入印紙の取得、管理及び処分に関すること(東部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所に限る。)

第七十二条第四項企画調整部の分掌事務の項第四号中「こと」の下に「(試験研究及び奨励指導に係るものに限る。)」を加える。

第七十八条第四項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九

号の次に次の一号を加える。

十 林業種苗の生産に関すること。

第七十八条第五項中「第十号及び第十二号」を「から第十一号まで及び第十三号」に、「第十一号、第十三号及び第十四号」を「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「第十五号及び第十六号」を「第十六号及び第十七号」に改める。

第九十条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第九項を削り、第十項を第六項とする。

別表第二中

宮城県私立学校審議会	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第九条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校の設立等に関する審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。	私立文書課
公立大学法人宮城大学評価委員会	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第十一条第二項に掲げる事項に関すること。	同
宮城県公益認定等委員会	認定法及び整備法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。	認定法第三号に規定する公益目的事業に関する課税事務を掌理する室及び整備法第三号第一項に規定する移行法人が実施する公益目的支出の計画的な課税事務を掌理する室
宮城県行政不服審査会	行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。	私学文書課

宮城県行政不服審査会	行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。	同	県政情報・文書課
宮城県私立学校審議会	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第九条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校の設立等に関する審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。	同	私学・公益法人課
公立大学法人宮城大学評価委員会	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第二項及び第三項に掲げる事項に関すること。	同	同
宮城県公益認定等委員会	認定法及び整備法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。	同	同

に改める。

別表第二地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の項及び地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会の項中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表宮城県国民健康保険運営協議会の項中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第七条の規定による宮城県国民健康保険運営方針の作成及び同法附則第九条の規定に基づく同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収」を「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収及び同法第八十二条の二の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成」に改め、同表宮城県農業共済保険審査会の項及び宮城県いじめ調査結果検証等委員会の項を削り、同表宮城県情報公開審査会の項中「県政情報公開室」を「県政情報・文書課」に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県いじめ調査結果検証等委員会	いじめ防止対策推進法第二十八条第一項の規定による調査の結果その他同項に規定する重大事態に関する重要事項の調査審議に関すること。	私学・公益法人課
------------------	---	----------

別表第二宮城県次世代育成支援対策地域協議会の項中「子育て支援課」を「子育て社会推進室」に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第五項に掲げる事項並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること。	同
--------------	--	---

別表第二みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度運営委員会の項中「農産園芸環境課」を「農

産環境課」に改め、同表宮城県主要農作物品種審査会の項中「県の奨励すべき主要農作物の品種に関する審査に関すること。」を「県内に普及すべき主要な農作物の優良な品種に関する審査に関すること。」に改め、同表宮城県個人情報保護審査会の項中「県政情報公開室」を「県政情報・文書課」に改める。

別表第三さくらハイツの項中「子育て支援課」を「子ども・家庭支援課」に改め、同表磯崎漁港の指定施設の項の次に次のように加える。

閑上漁港の指定施設（護岸及び物揚場横泊地並びに物揚場横泊地に限る。）	名取市	同	同
閑上漁港の指定施設（ヨット等の保管施設及び倉庫に限る。）	同	閑上ヨットハーバー管理運営共同事業体	同

別表第三気仙沼漁港の駐車場の項の次に次のように加える。

閑上漁港の研修室	名取市	閑上ヨットハーバー管理運営共同事業体	同
----------	-----	--------------------	---

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十二条第三項の表社会福祉指導監査専門監の項の改正規定、第三十二条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「第五項」を「第四項」に改める部分に限る。）、第四十七条第二項第一号の改正規定及び別表第二宮城県次世代育成支援対策地域協議会の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。